

平成30年3月2日

東北電力株式会社 東通原子力発電所
所長 金澤 定男殿

東通原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 大場 國久

監視機器及び測定機器の管理における測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合の測定結果の妥当性の評価について（注意）

平成29年度第4回保安検査において、監視機器及び測定機器の管理の実施状況を確認したところ、「測定機器の校正基準からの外れ等による影響評価報告書」（以下「影響評価報告書」という。）において、保安規定第3条7.6（3）「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。」の要求事項に対して不十分であることが確認されました。

本件は、二次文書である「原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領」に基づき作成された「影響評価報告書」の一部において、それまでに測定した結果の妥当性評価が適切に記載されていなかったものであり、下記のとおり対応を求めます。

記

測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を適切に実施し、記録するように改善を図ること。